

「こども110番の家」協力家庭にご登録お願いいたします —かけがえのない子どもたちのために—

1 ご協力いただく内容は

区内小中学校の通学路や遊び場周辺にお住まいで、在宅機会の多い家庭や商店の方々に、「こども110番の家」のステッカーを掲示していただき、子どもたちが身の危険を感じたときに、一時的な避難場所となつていただくもので、次のような活動をお願いしています。

2 ステッカー・プレートの掲示

ステッカー・プレートは、道路に面した門、玄関、扉（自動扉）など、子どもたちからよく見える場所へ掲示願います。子どもたちの目線に合わせ、1～1.5mくらいの高さに掲示してください。

3 子どもが駆け込んできたときは

- ① 子どもが駆け込んできたときは、よく落ち着かせ事情を詳しく聞いてください。
- ② 事件、事故等の可能性がある場合には、110番通報してください。
- ③ 子どもの自宅か学校に連絡し、引き取りを依頼してください。1人では帰さないようお願いいたします。
- ④ 子どもを引き渡した後、生涯学習課（下記の問い合わせ先）までご連絡ください。（夜間・休日等の場合は翌日以降で結構です。）

4 ご不在となるときは

この活動は、地域の大人たちが、日常できる範囲で子どもたちを見守っていこうという活動です。ご不在となるときに、特別の対応は必要ありません。

5 引越しなどで110番の家を続けることができなくなったときは？

下記担当までご連絡ください。協力家庭の登録から削除させていただきます。プレート・ステッカーは、お手数ですが、ご自身で処分をお願いします。

6 見舞金制度を設けています

万一、協力家庭の方などが危害を受けたときのために、区では見舞金制度を設けています。

見舞金の種類	内 容
死亡	1名につき1,000万円
後遺障害見舞金	1障害につき30万から1,000万円まで
入院見舞金	1名につき5万円
通院見舞金	1名につき1万円
建物・収容動産損壊	1軒につき3万円（車、バイクなどは除きます。）まで

問い合わせ先 目黒区教育委員会事務局生涯学習課 青少年・地域教育支援係

TEL 5722-9309(直通)またはTEL 3715-1111(代表)内線3531

(令和4年4月版)

子どもが駆け込んで来たら

子どもが助けを求めてきたら

- * 保護し、落ち着かせる
- * 事情を聞く

被害状況、事件の内容等に応じて

110番通報

保護者・学校へ連絡

警察に伝えること

- ① 事件の内容（ストーカー・痴漢・傷害等）
- ② 発生した時間と場所
- ③ 被害を受けた子どもの氏名、住所
- ④ 被害状況（ケガの有無等）
・ケガの程度により、119番通報
- ⑤ 犯人の情報（服装、年齢、人相、身体的特徴等）
- ⑥ ご自身の氏名、住所、電話番号

保護者及び学校に伝える

* 「警察に伝えること」と同じ

・迎への依頼

警察の指示に従う

保護者もしくは学校に引き渡す

子どもを引き渡したら下記までご連絡ください
目黒区教育委員会事務局生涯学習課青少年・地域教育支援係 TEL 5722-9309